特記仕様書

１．工事名称

舞土道改第８号　和泉通線（その３）道路改良工事

２．工事場所

舞鶴市　森本町　地内

３．工事概要

道路土工　Ｎ＝１式、縁石工　Ｎ＝１式、防護柵工　Ｎ＝１式、
構造物撤去工　Ｎ＝１式、仮設工　Ｎ＝１式、舗装工　Ｎ＝１式、区画線工　Ｎ＝１式

４．工期

契約日翌日から令和９年３月３１日まで

５．工事の種類

本工事は、建設業法(昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号)別表第 1 の上欄に掲げる、土木一式工事に該当する。

６．本工事に適用する仕様書

本工事は、本特記仕様書、舞鶴市工事共通仕様書(平 24 年版)(以下「舞鶴市共通仕様書」という。)及び舞鶴市共通仕様書 1-2(用語の定義)第 10 に規定する工事共通仕様書として、次の仕様書を適用する。

「土木工事共通仕様書（案)」令和６年４月京都府刊
ただし、第 1 編共通編第 1 章総則を除く

７．受注者相互の協力

受注者は、契約書第 2 条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

８．CORINS の取扱い

受注者は、舞鶴市共通仕様書 1-7 の規定に基づき、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、コリンズへの登録を行うこと。

９．工事関係図書

舞鶴市共通仕様書 2-1 の規定による工事関係図書は「土木関連工事」の規定を適用する。

１０．工事書類の簡素化

（１） 本工事は舞鶴市ホームページ掲載の「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿（指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く)、段階確認書、確認・立会書の書類の提出については、電子メールにて提出できるものとする。

（２） 軽微な変更の場合（工期や数量だけの変更等）は変更施工計画書の提出を不要とする。

（３） その他、工事書類の提出・提示に関して「舞鶴市工事共通仕様書」と差異が生じる場合は、「土木工事書類一覧表」が優先するものとする。

１１．施工管理基準

本工事は「土木工事共通仕様書(令和６年４月京都府刊)」に規定する施工管理基準に基づき施工管理を行うこととし、工事内容に応じた施工管理計画を立案し施工計画書に記載すること。

なお、当該基準に定めのない工種については監督職員と協議のうえ、管理方法を定めるものとする。

１２．写真管理基準

本写真管理については、「土木工事施工管理基準」平成２９年９月京都府刊の「写真管理基準（案)」によるものとする。

１３．段階確認

段階確認については、別表１に示す段階において段階確認を実施する。また、別表１に記載されていない事項でも必要なものについては監督員の指示に従い、確認を受けなければならない。

１４．工事測量

舞鶴市共通仕様書 3-14 の規定による工事測量は「土木関連工事」の規定を適用する。

１５．建設発生土処理方法

本工事の残土は、下記の建設発生土受入地に運搬するものとし受入条件は、下記の通りとする。これにより難い場合は、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

（１）受入場所

京都府舞鶴市字平８５番地（平ストックヤード）

（２）受入不適なもの

監督職員の指示による

（３）受入期間

監督職員の指示による

（４）運搬距離

受入地までの運搬距離は、以下の通りとする。

【和泉通線～平ストックヤード】L=8.2km

（土壌調査の実施について）

土壌調査費については当初計上していないが、土砂発生場所が施設等跡地で、汚染要因の恐れがある場合、汚染要因が無い場合においても、目視により土壌汚染が想定され、土壌調査が必要と判断される場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

本工事にて発生する残土については、京都府土砂条例施行規則第 7 条第 3 項第 13 号及び第 4 項に基づく土壌調査を実施するものとし、調査実施方法、調査箇所については事前に監督員の承諾を得るものとする。調査結果については下記の書類を作成し、監督員に報告を行った後、発生土の処理を行うこと。

提出書類

・土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び写真
・土壌調査資料採取報告書
・土壌分析結果証明書（写）

（搬路補修、整地等）

搬路の補修及び建設発生土受入れ地に付帯施設等が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

１６．指定副産物

舞鶴市共通仕様書 3-7 に規定する指定副産物について、下記に該当する場合は設計変更の対象とする。

（１）施設が受入量を超える等、処理不能状態となった場合。
（２）発生した建設副産物の条件が、別表２に明示されている条件と異なった場合。
（３）処理業の不適正な行為を行政機関が確認した場合。
（４）近隣に新規の許可施設が開設された場合。

（建設副産物）

本工事は､建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成 12 年法律第 104 号以下、「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等および再資源化等の実施について適正な処置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８ 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事の発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体の方法
工程ごとの作業内容および解体方法	① 仮設		□手作業
		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
	② 土工		□手作業
		■有 □無	■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎		□手作業
		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造		□手作業
		■有 □無	■手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品		□手作業
		■有 □無	■手作業・機械作業の併用
	⑥ その他(　　)		□手作業
		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称および所在地

特定建設資材	受入場所	受入対象種別	受入期間および受入時間	その他の受入条件	距離
ｱｽﾌｧﾙﾄ塊	まほろば コンクリート㈱	As 塊 (掘削)	日曜・祝日除く 8 時～16 時 30 分	最大寸法 60×60×60cm 以下	1.4km

ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	まほろば コンクリート㈱	Co 塊 （無筋）	日曜・祝日除く 8 時～16 時 30 分	最大寸法 60×60×60cm 以下	1.4km

（再生資源利用計画）

「舞鶴市工事共通仕様書 3－7 建設副産物 5. 再生資源利用計画」については、 下記のとおり読み替えるものとする。 受注者は、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資 材、木材、アスファルト混合物）及びその他の建設資材（土砂、砕石、塩化ビニ ル管・継手、石膏ボード、その他の建設資材）を工事現場に搬入する場合には、 法令等に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に 含め監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見や すい場所に掲げなければならない。（建設現場に掲げる再生資源利用計画書のサイ ズは A３程度とする。）

（計画書及び実施書の様式及び保管）

「舞鶴市工事共通仕様書 3－7 建設副産物等 9. 再生資源利用［促進］計画書（実 施書）の様式」については、下記のとおり読み替えるものとする。

○国土交通省ホームページ公開場所

「再生資源利用［促進］計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.html)

掲載の再生資源利用［促進］（計画書・実施書）（EXCEL 型式）を使用し、自社 で工事完成後 5 年間保管し、計画書 1 部、実施書１部及び上記ホームページに掲 載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとともに、再生 資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示する。（建設副産物情 報交換システムを利用の場合は、計画書１部、実施書１部を提出するものとする。）

１７．工事中の安全確保

（１）安全・訓練等について

本工事は、舞鶴市共通仕様書 3-8 の規定よる。

（２）交通整理員について

交通誘導員 B 234 人 を計上している。

ただし、現場状況や関係機関との協議等により、追加配置の必要があれば事前に監督職員と協議することとし、設計変更の対象とする。また、発注者の指示により配置した場合においても、設計変更の対象とする。

（３）道路付属物ならびに占用物件の処置について

工事施工のため支障となる道路の付属物並びに占用物件がある場合には、その処置について予め監督職員と協議するものとし、その結果、変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

（４）近接施工について

配電線付近で作業をする場合は事前に関西電力㈱事業所と事故防止対策について協議すること。

（５）地下埋設物件等（架空線を含む）の事故防止について

工事の施工にあたって、予想される地下埋設物件は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さを確認して現地にマーキングし、保安対策について十分打合せを

行ない、事故の発生を防止すること。

１８．環境対策

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、 昭和51年３月２日)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ 監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。また、 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

１９．工事材料の取扱い

（１） 本工事は「土木工事共通仕様書(令和６年４月京都府刊)－第 2 章【材料】」を適用する。

（２） 再生資材の利用については「舞鶴市共通仕様書」4-1-2 による。

２０．標示板の設置

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事の目的、工事名、工事場所、工期、請負者名、発注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。

標示板は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(国交省道路局通知、平成 18年 3 月 31 日)に準じて作成するものとし、記載項目のうち「工事の目的」については、以下によるものとする。

「道路改良工事を行っています」

(下請業者の建設業許可標識の掲示義務の緩和) 建設業法第 40 条の標識の掲示について下請けの建設業者については掲示を要さないこととされた。

２１．施工体制台帳について

下請け契約を締結する場合は、「舞鶴共通仕様書」2-2 施工体制台帳「1.一般事項」及び「4.対象以外の工事」を適用除外とし、請負代金額に関係なく国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。また施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について下記事項についても記載すること。

・監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格
・当該建設工事の従事者に関する事項（氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況）

施工体系図の下請負人に関する記載事項について下記事項についても記載すること。

・代表者の氏名
・特定専門工事の該当の有無（特定専門工事とは、下請代金の合計額が 3,500 万未満の鉄筋工事及び型枠工事）
・当該下請負人が受けた建設業の許可の番号
・受けた許可の一般建設業及び特定建設業の別

２２．法定外の労働保険の付保

本業務において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

２３．週休２日制工事の実施について

（１）本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、完全週休２日に取り組む工事である。

（２）完全週休 2 日制工事の実施方法・確認方法及び労務費等の補正は、「京都府週休 2 日制工事実施要領(令和 7 年 9 月改定)」に基づき実施すること。

(HP：https://www.pref/kyoto.jp/shido-gijyutsu/shuukyuufutuka.html)

（３）完全週休２日：施工に必要な期間内の全ての週で、土日が現場閉所された状態をいう。

（４）受注者は、契約後、完全週休 2 日を達成するための工程を計画し、施工計画書の工程管理表へ反映させるものとする。

（５）補正係数：5 週休 2 日の実施状況に応じた補正係数は以下のとおりとする。

【土木工事(港湾工事を除く)】

	完全週休 2 日	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日
労務費	1.02	1.02	補正しない
共通仮設費率	1.02	1.01	補正しない
現場管理費率	1.03	1.02	補正しない

（６）補正方法：週休 2 日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。

１．完全週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。

２．実績において、完全週休 2 日を達成したと認められない場合は、次のとおりとする。

ア．土木工事(港湾工事を除く)

舞鶴市工事請負契約約款第 24 条の規定により､各経費に乗算する　補正係数を月単位の週休 2 日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。

また､月単位の週休 2 日を達成したと認められない場合は､各経費に乗算する補正係数を 1.00 に変更するものとする。

（７）工事成績評定：週休 2 日制工事における工事成績評定は次のとおりとする。

１．完全週休 2 日を達成したと認められる工事については、工事成績評定の「創意工夫」で加点を行う。

２．現場閉所率が 21.4%(6 日/28 日)未満となる等、明らかに週休 2 日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定で減点を行う。

(建設現場一斉閉所)

受注者は、近畿地方整備局管内で実施する、毎月第２・第４土曜日の建設現場一斉閉所に取り組むものとする。また、毎月第２・第４土曜日の現場閉所状況について、履行報告書により報告すること。

なお、現場の閉所を行えない場合においても。成績評定で減点は行わない。

２４．その他特記事項

（１）受注者は施工に先立ち事前測量を行い、測量成果を作成し監督職員に提出すること。

（２）設計図書に明記されていない事項であっても、工事遂行上必要な事項は監督員の指示に従い請負人の負担により施工を行なわなくてはならない。
（３）特記仕様書に明記されていない事項及び、疑義が生じた場合は遅滞なく監督職員と協議を行ない、その指示により施工を行なうこと。
（４）工事中、一時取り壊した構造物については、監督員の指示に従い復元し、在来の物となじみよくしなければならない。
（５）工事実施にあたって、沿線住民の乗入れ等通行に支障をきたさないよう行うこと。
（６）通行規制を伴う作業を行う際は、道路管理者（発注者）と警察とで事前協議を行う為、必要書類（施工体制図、工程、安全管理図等）を、工事に先立ち監督員に提出すること。
（７）工事中、沿線住民の通行確保ならびに安全確保に十分留意すること。
（８）埋め戻しについて、流用土が使用できないと判断した場合、必ず監督職員と協議すること。
（９）その他、疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議するものとする。
(10) 工事中、受注者は工事現場に工事関係者以外の者が立ち入らないよう安全対策に努めること。
(11) 交通信号機については、和泉通線（その２）道路改良工事における丸山口交差点の信号機移設のほか、別途京都府警察において信号機新設を予定している。工事実施に当たっては、関係機関並びに信号機新設工事受注業者と密に調整を図ること。
(12) 京都府警察発注の信号機新設後に対面通行による供用開始をするものとする。
(13) 工事期間中、供用開始に伴い式典開催を予定している。日程及び規模は未定であるが、開催が決定したときは、工程調整や現場整理など式典開催に協力すること。
(14) 工事着手に当たり、既発注の「和泉通線（その１）道路改良工事」（以下、「その１工事」という）が稼働中であるため、工事の受注者相互に工程調整を図ること。
(15) その１工事の完成引き渡し前に、やむを得ずその１工事の施工範囲において作業を実施する必要が生じたときは、必ず監督職員と協議し、指示に従うこと。
(16) 本工事は、下記工事と諸経費調整を行っている。
・舞土道改第７号　和泉通線（その２）道路改良工事
・舞土道改第９号　丸山通線道路改良工事
・舞下水工第６号　公共下水道管移設（森本町 33）工事

（別表１）

段階確認実施項目

種別	細別	確認時期
全工種	施工範囲の確認	着工前
全工種	材料検収	資材搬入時
縁石工	法線確認 基礎・天端高さ確認	掘削及び設置完了後
縁石工	ｺﾝｸﾘｰﾄ配合及び強度試験	施工後

※ 繰り返し作業の段階確認については監督職員と調整し、確認頻度を決定すること。
※ 上記に記載されていない事項についても監督職員の指示があれば速やかに段階確認書を提出し、確認を受けること。

（別表２）

建設副産物一覧

工　種	建設副産物
道路土工	土砂
構造物撤去工	コンクリート殻
〃	アスファルト殻

※ 上記に記載されていない事項を確認した場合は速やかに監督員へ報告し確認を受けること。